

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 29 年 12 月 28 日

八戸市長 小林 眞
(公 印 省 略)

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲 【島守地区】

中谷地、古里、姉市沢、番屋、砂籠、沢田、石橋、巻、江花沢、馬場、高山、門前、荒谷、相畑、頃巻沢、七牧田、不習、十文字集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 29 年 12 月 28 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

22 経営体数

法人 1 経営体

個人 18 経営体

集落営農（任意組織） 3 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・単一の農業経営ではなく、水稻、りんご、葉たばこ、肉用牛等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。